

電気学会誌編修の申し合わせ

(掲載内容の企画・編修)

- 1条 電気学会誌に掲載する記事のうち、会告、規格調査会だより、部門誌目次、学会だよりなどを除く掲載項目(以下、企画記事という)については、各編修専門部会において選定し、その結果を編修委員会に報告して承認を得る。
2. 選定された企画記事の執筆内容、執筆者ならびに執筆原稿の閲読者については、それぞれ各編修専門部会で決定し編修委員会委員長名で依頼する。
3. 特集・解説などの企画にあたっては、必要に応じてエディタを選定して効率のよい企画・編修を行うことができる。

(自主投稿原稿の処理)

- 2条 自主投稿された原稿の閲読、採否その他については、編修委員会で決定する。

(執筆者の数)

- 3条 企画記事の執筆者は、原稿1篇につき原則として2名以内とする。

(追悼文の掲載)

- 4条 名誉員、元会長、等が死亡した時は、0.5ページ以内の追悼文を依頼し、学会だより欄に掲載する。

(依頼原稿)

2. 上項以外の会員に対する追悼文の投稿は、5条に該当する例外的な場合以外は受け付けない。
3. 追悼文は、単に投稿者の個人的な追悼のみに止まらず、会員一般が故人の業績を通じて、電気学会に関連する学術の進展についての興味を持ち得るものでなければならない。

(追悼文掲載の例外条件)

- 5条 4条1項に述べた故人以外の会員に対する追悼文については、その故人が、論文、解説等を極めて多数(目安として30件程度)会誌に掲載し、かつ会誌を通じて会員一般に広く周知された経歴を持つ場合、掲載することができる。

- 注 ・これは、先例を見て追悼文の投稿が激増するのを防ぐための予防措置である。
- ・あくまで、会誌を通じての故人の活動に重点を置き、本学会での故人の業績には直接関連させない。
 - ・また、編修専門第5部会が投稿の度ごとに逐一判断することの煩わしさを避けるために、ある程度の定量的基準を持つことが望ましい。

(改廃等)

1. 本申し合わせは、平成3年7月2日編修会議において承認制定。
2. 本申し合わせは、平成8年3月25日、編修会議において改正。
3. 本申し合わせは、平成8年3月25日より施行。
4. 本申し合わせは、平成15年12月4日、編修会議において改正、同日より施行。